平成２５年（フ）第５６３号
神戸市東灘区岡本３丁目９番28―705号
債務者　有馬　司朗
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５６４号
神戸市東灘区岡本３丁目９番28―705号
債務者　有馬　富惠
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５８５号
神戸市長田区房王寺町３丁目３番９―205号
債務者　池浦　孝治
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２２号
神戸市長田区五番町１丁目６番地の18、従前の住所神戸市兵庫区上祇園町10番16号　グローバル上祇園103
債務者　岡内　久江
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８９号
兵庫県尼崎市大庄中通３丁目４番地の５、前住所兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目35番11号
債務者　原田多美子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３６６号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目９番22号　ＣＡＳＡ　ＶＩＶＡ202号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町３丁目７番12号
債務者　太田こと　鄭　　松生
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４６２号
兵庫県尼崎市南塚口町６丁目１番21号メゾン・ド・アトラー208号
債務者　井上　英昭
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４８６号
兵庫県尼崎市長洲西通１丁目３番８号　プリエール尼崎306号
債務者　福西真由美
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４８７号
兵庫県西宮市室川町４番10―202号、前住所兵庫県西宮市柳本町１番30―103号
債務者　中村　孝裕
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４９０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目24番15―206号、前住所兵庫県尼崎市若王寺３丁目13番20―101号
債務者　小森　裕子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４９１号
兵庫県芦屋市若葉町４番２―1524号
債務者　岡田　君子
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５３号
兵庫県豊岡市城崎町結157番地
債務者　島田ヨシコ
1　決定年月日時　平成25年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第１９２号
高知県南国市緑ケ丘３丁目813番地
債務者　長野　桂子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１００号
東京都世田谷区大蔵２丁目１番10号　グリーンキャブ新大蔵寮、従前の住所福島市南沢又字中琵琶渕70番地　グレンドーラ106
債務者　鈴木　伸之
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１０１号
福島市南沢又字中琵琶渕70番地　グレンドーラ106
債務者　鈴木　浩美（旧姓田名部）
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第２６８号
金沢市額新保２丁目106番地５
債務者　武　惠津子
1　決定年月日時　平成25年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４７号
長野県下伊那郡阿智村伍和2314番地
債務者　渡邊　美貴
1　決定年月日時　平成25年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
長野地方裁判所飯田支部